

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の変更協議書

令和3年6月23日

近畿経済産業局長 米村 猛 殿

おおい町長 中 塚 寛

平成30年8月23日付けで同意を得た導入促進基本計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき協議します。

記

1 変更事項

導入促進基本計画の以下の事項

1 先端設備等の導入の促進の目標

(3) 労働生産性に関する目標

2 先端設備等の種類

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

2 変更事項の内容

令和3年6月の中小企業等経営強化法の改正等を踏まえ、以下の点を変更する

- ・ 1 先端設備等の導入の促進の目標 (3) 労働生産性に関する目標
「導入促進指針」を「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に変更する。
- ・ 2 先端設備等の種類
「経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項」を「中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項」に変更する。
- ・ 4 計画期間 (1) 導入促進基本計画の計画期間
「3年間」を「5年間」に変更する
- ・ 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項
「5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項」に変更する。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

おおい町の人口は、平成2年国勢調査の10,598人をピークに減少傾向にあり、平成30年度には8,294人となっており（平成30年7月1日現在）、少子高齢化と総人口の減少が進んでいる。また、労働力人口は、4,458人となっている（平成27年国勢調査）。平成27年度に策定した「おおい町人口ビジョン」及び「おおい町未来創生戦略」では、2060年における目標人口を現状に基づく推計から約1,800人増加させ、約5,800人の維持を目指している。

産業構造は、第3次産業の割合が最も高く66.9%、第2次産業は24.2%、第1次産業は8.5%となっている（平成27年国勢調査）。事業所数を産業大分類別にみると、建設業が最も多く、続いて宿泊業・飲食サービス業、卸売・小売業となっている（平成26年経済センサス）。

中小企業者の実態について、町内の事業者に対し実施した経済動向調査（平成29年12月6日～平成30年1月12日実施）の結果をしてみると、売上高や採算に関する景気動向指数（DI値）は、全国値より相対的に低い状況となっており、その一因として、原子力発電所の運転停止による影響が依然として少なくない状況にあることがうかがえる。また、同調査における事業者が抱える経営課題の項目においては、「業務の効率化」や「人材確保」を課題とする回答が最も多く、割合に関しても全国値を大きく上回る結果となっている。

一方で、今後1年以内に予定している設備投資についての質問に対しては、「予定がある」または「検討中」との回答割合が全体の約34%あるなど、今後の経営に前向きな姿勢の事業者も多い状況が見受けられる。

(2) 目標

本計画により、町内の中小企業者の先端設備等の導入を促進及び、労働生産性の向上を推進し、地域経済の活性化を目指すために、計画期間中に年3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組みを促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てを対象とする。ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、町内の自己の所有に属する建物に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域は、広く中小企業者の生産性向上を実現するため、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業は、広く中小企業者の生産性を実現するため、全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税に滞納がある場合は、先端設備等導入計画認定の対象としない。